

瀬戸内トラストニュース

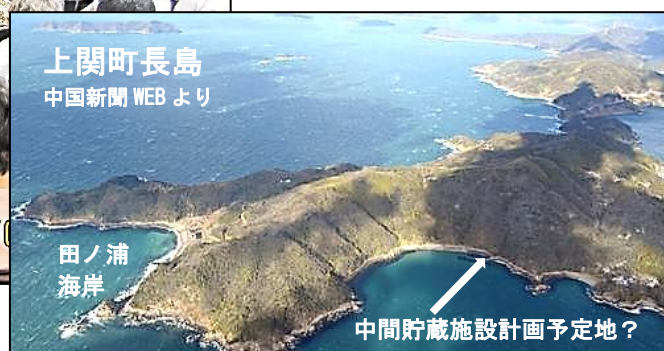
第84号 2024年9月

環瀬戸内海会議事務局 〒700-0973 岡山市北区下中野 318-114 松本方 TEL&fax 086-243-2927

7月6～7日、山口県光市で 環瀬戸第35回総会 開催さる



7月6日 第35回総会記念講演会は参加者であふれた！



環瀬戸内海会議第35回総会は7月6～7日、山口県光市で「瀬戸内海の生物多様性を次世代に！ ～ 上関中間貯蔵施設計画は、「生物多様性国家戦略」に反する！ ～」をテーマに開催されました。総会開催に協力頂いた「原発いらん！山口ネットワーク」が、講演会を知らせるチラシ配布などご協力して頂き、総会に先立って行われた記念講演会には、多くの市民が参加され会場が満席になるほどでした。上関の原発建設計画が明らかになって40年余り、祝島島民による堅固で粘り強い闘いが続けられている中、今また中間貯蔵施設計画が浮上りました。中電所有地内の計画とはいえ、上関町のみならず周辺市町村の住民にとっても決して傍観できない事態であることは間違いありません。これほどの市民の参加はその証左であると確信します。もとより瀬戸内海は一つ、瀬戸内沿岸住民全体の問題です。

総会開催にご協力頂いた「山口ネット」の皆様には、紙面を借りて深く感謝申し上げます。

目次

7月6～7日 環瀬戸第35回総会 in 光市総括報告	青野篤子	2
7月6～7日 環瀬戸第35回総会 in 山口県光市のこと	三浦 翠	3
環瀬戸第35回総会記念講演会	小中 進・末田一秀・湯浅一郎	4～6
第35回総会特別決議「上関での使用済み燃料中間貯蔵施設立地調査の中止を求める決議」		7
環瀬戸第35回総会決議報告		8～11
7月8日、8月9日、山口県に生物多様性の観点から上関での中間貯蔵施設計画撤回要請		12～14
8月3日、瀬戸内法に基づく山口県境基本計画パブコメに提出した意見書		15～16
山口県環境基本計画（「生物多様性やまぐち戦略」部分）パブコメ結果	末田一秀	16
《岡山県》 「瀬戸内法」施行50年—海の生物の警鐘に耳を傾けよう	西井弥生	17
《兵庫県》 10年越しで産廃処分場計画に反対する赤穂市民にエール	松本宣崇	18
新刊案内・資料の紹介		19
いんぷおめいしょん 各地から 事務局から		20

7月6～7日 環瀬戸第35回総会 in 光市 総括報告

事務局次長 青野篤子

2024年の総会は、「瀬戸内海の生物多様性を次世代に一上関中間貯蔵施設計画は『生物多様性国家戦略』に反する！」というテーマのもと、山口県光市の「亀の井ホテルせとうち光」で開催された。ホテルからは祝島や長島を一望でき、天気の良い日には愛媛県の伊方も見えるとのことだった。この自然を破壊してまで原発や使用済み核燃料中間貯蔵施設を造ろうとは、いったい誰のためなのだろうか？

総会は第35回目に当たり、前後して記念講演会、現地視察・祝島訪問、山口県への申し入れが行われた。これらの企画運営には、「原発いらん！山口ネットワーク」の皆さんのご協力を頂いた。

◆7月6日(土) 14:00～16:00 記念講演会

総会に先立ち、標記のテーマで記念講演会が開催された。まず「地元の声として」と題して、小中進さん(原発いらん！山口ネットワーク)から現地の状況と活動の紹介があった。次に、末田一秀さん(環瀬戸副代表)から「核燃料再処理サイクル、原発再稼働・新規建設について」と題し、とくに中間貯蔵施設の問題についてお話しいただいた。最後に、湯浅一郎さん(環瀬戸共同代表)から、「生物多様性から見た上関『使用済み燃料中間貯蔵施設』計画」をテーマに、海洋保護区では埋立てはできないことを根拠に、計画を撤廃に持ち込もうと提案があった。88名の参加者があり、今後の運動の展望が感じられる講演会となった。

◆7月6日(土) 16:00～18:00 第35回総会

各地から25名が出席した総会は議案書に従い、①2023年度活動報告、②2023年度会計報告、③2024～2025年度役員改選、④2024年度活動方針、⑤2024年度予算案について審議され了承された(総会決議報告は8～11頁掲載)。

本会設立の立役者の一人、阿部悦子さんが共同代表を退任して顧問に就任、石井亨さんが共同代表に、西井弥生さんが副代表に就任することが決まった。

阿部さんの長年の功績は長く語り継がれるだろう。ご苦労様でした。そして有難うございました！！

◆7月7日(日) 中間貯蔵施設予定地、

柳井港・祝島航路定期船から視察・祝島訪問

柳井港から祝島行き定期船に乗って、原発・中間貯蔵施設の計画がある場所を、自分たちの目で確認。自然豊かなこの海岸を壊してしまうことは許されないはずである。祝島とは目と鼻の先であり、祝島の人たちの危機感はいかほどかと思う。



倉庫から出した船で早速、「神舞」の船漕ぎの練習

祝島では折しも「神舞(かんまい)」のために船を倉庫から出して練習を開始する日だった。1000年も昔、九州から来た船が難破したところを祝島の人たちが救ったことから、今でも九州との交流が神舞を通して続いているようだ。漕ぎ手はいるのかと心配したが、けっこう若者が集まっていた。島民あげてのこういった行事が原発反対運動を支えているのかもしれない。

◆7月8日(月) 山口県への要請

中島県議や小中進さんたち山口のメンバーにも多数同席して頂き、環瀬戸から山口県に対し「上関町での中国電力の『使用済み核燃料中間貯蔵施設』及び原発計画に関する生物多様性の観点からの要請書」を提出した。県の担当者は、「県外団体からの要請には回答は行わない」の一点張りであった。申し入れはテレビ・新聞に取り上げられた。県の回答拒否に対し、山口ネットなど山口県内団体名で再度要請を行うことにした(12～14頁に報告)。(24.8.11)

7月6~7日 環瀬戸第35回総会 in 山口県光市のこと

環瀬戸内海会議幹事・原発いらん！山口ネットワーク 三浦翠

2023年8月1日、瀬戸内海西部の周防灘に突き出した上関町長島に中国電力は関西電力と共同で、中間貯蔵施設を建設すると発表。上関町の西町長から町の振興策を求められてのことという。

2023年は瀬戸内法施行から満50年にあたる。環瀬戸内海会議ではこの50年間で瀬戸内海はどう変わったか、生物多様性をキーワードに包括的に振り返り検証する年とすべく22年10月「瀬戸内法50年プロジェクト」を立ち上げていた。

そのさなかに持ち上がった上関町の「中間貯蔵施設建設計画」は瀬戸内海的环境にとって重大問題と、私が23年10月1日の神戸シンポジウムで現状を報告することになった。ほんの2、3分間現状報告だけだったが、その夜、阿部さん、湯浅さん、花田さんと私が同宿となり、朝食を共にしたとき「次の総会は山口県で」と決まった。

山口県内では講演会や、中間貯蔵施設計画展開を求める署名、27万筆を中電に、26万筆を関電に提出するなど、様々な取り組みを進めた。

県民の多くが反対する中、24年1月、中電は現地でボーリング調査のための森林の伐採を始めた。すでに中電が原発建設のために所有している土地の中で行われるので反対するのは難しい。4月23日からはボーリング調査をはじめ、現在続行中だ。

「原発いらん！山口ネットワーク（山口ネット）」では3月10日の例会で、環瀬戸総会を開催地の協力団体として取り組むことを決定。3か月前に亀の井ホテルも押さえることができて、正式スタート。

山口県が埋立免許を延長し続けている田ノ浦湾の埋立を止めたいと思い県への申し入れもお願いした。

5月の山口ネットの通信に事務局作成のチラシを同封したところ、例会で「湯浅さん、末田さんの講演には地元から多くの人に来てもらいたいのので講演会だけの色刷りのチラシを作ろう」ということになり、小中さんが知り合いの印刷屋に注文。当日の会

場設定も小中さんが前日会場に行って、マスコミも来るからと、横断幕などぼつちり用意。当日を迎えた。

7月6日は天気が良く、高台のホテルからは祝島が真正面に見え、美しい瀬戸内海の風景に息を呑む。座席が足りなくなるほど88名の参加があり、湯浅、末田両氏の講演も熱が入り、参加者全員が元気ももらった会になった。

翌7日は朝8時にマイクロバスでホテルを出発。柳井港から祝島へ。途中船から中間貯蔵施設計画地とされる場所を見る。美しい緑に覆われた島だ。

祝島ではこの夏、1000年前から伝わるお祭り「神舞（かんまい）」が8年ぶりに行われる（8月16~18日開催された）。祭りに使われる木造船を倉庫から出す儀式を私たちの着船を待って始めて下さるということで、港に着くとすぐ船の倉庫へ。いつも裁判所とかで会っている若者たちが島のお年寄りと一緒にきびきびと働いている様子がたのもしい。



祝島に独特な「練塀（ねりべい）」

このあと6日の講演会にも来ていた若い町議の清水康博さんに祝島独特の「練塀（ねりべい）」など案内してもらい、2時間足らずの祝島への旅は、あっという間に終わった。船が出ると見えなくなるまで手を振って見送って下さる。

船では祝島の「わたや」さん特製のおいしいお弁当に舌つづみを打ちながらの帰り道となりました。

(24.8.11)

環瀬戸内海会議第 35 回総会記念講演会

瀬戸内海の生物多様性を次世代に！

上関中間貯蔵施設計画は、 生物多様性国家戦略に反する！

地元の声として

原発いらん！山口ネットワーク代表 小中進さん



上関の原発計画が出たのが 43 年前。当時、上関の町民にお金や色んな利害そして圧力をかけ原発計画を進める、こんなデタラメなことがあっていいのかと、山口でも新自由クラブを作った。お金や権力で動く政治を変えていこうとの思いだった。

視察旅行と称して町民を何度も原発関連施設に連れて行き、いろいろなお土産を配り、利害関係を作ったうえで原発の誘致を図る。これではいけないと反対を打ち出したら毎日のように右翼が来た。多い時には 20 台ほどバスを連れ、大音響で原発に反対する者に圧力をかけてきた。上関はじめ、岩国・広島市内の中国電力やスーパー前の街宣行動でも右翼に襲われ、時には死ぬほどの思いもした。

数年前から視察先に中間貯蔵施設も入ったので、上関町に中間貯蔵施設の話が来るのではと懸念していたところ、県議会にも動きがあった。議会で質問することも考えたが、かつての原発計画の時に議会等で取り上げたことで動きが広がったことから、反対側から県や町の議会で取り上げることは控えてきた。

しびれを切らした推進側は、上関町で西町長が誕生し、誘致は地域の振興策だと打ち立てきた。

8 月で一年経つが、中間貯蔵施設の問題は周辺にも大きく広がった。町民や市民の皆さんの思い、何とかストップしなければ、いま過疎化で人口減少に歯止めがかからない状況にますます拍車をかけることになる。つい先日は田布施町議会でも反対の請願が出た。町内を歩くと百軒程度のうち中電職員や工事関係者の家を除いてほとんど反対。これまで岸、佐藤と首相を二人も輩出した田布施の自民の方も、次世代や地域のことを真剣に考え、安心安全、環境を守ろうと声を上げられている。

世界に誇る瀬戸内海の自然を守る活動されている環瀬戸内海会議から、中間貯蔵施設の問題が起こった山口で総会を開催したいと提案があった。我々ネットワークも、全力を挙げて盛り上げ、この問題を多くの人に広めて、声を大にして計画をストップしようと呼びかけたところ、会場が満員になるほど参加いただいた。

参加者から窓から見えるきれいな海と自然に感嘆の声を頂いた。今日は次の世代に大変重要なスタートになると思う。政治が上を向いているのか、市民・県民の方を向いているのかも問われている大事な時に、この総会が開かれることに心から感謝します。共に頑張りましょう。



「トイレなきマンション」の肥溜め 中間貯蔵は原子力政策破綻の象徴

環瀬戸内海会議副代表 末田一秀



◆フン詰まり停止が近づく各地の原発

原発の使用済み燃料は、放射能の熱を冷ますため原発のプールで保管されているが、満杯に近づいている。関電高浜原発は約3年、美浜原発と大飯原発も約5年で、燃料交換ができずにフン詰まり停止の可能性がある。

本来は、再処理工場に搬出するはずだったが、六ヶ所再処理工場は操業開始の27回目の延期が現実であるにもかかわらず、受入れプールは満杯で今後も受入れできる見込みはない。そこで、一時しのぎに原発敷地外に貯蔵しようというのが「中間貯蔵施設」だ。

ちなみに関電は、株主総会で「中国電力からお声がけ頂いた」「中国電力の求めに応じて適切に対応していく」と説明し、積極的に関与する姿勢を示していない。上関に中間貯蔵施設が仮にできても、関電のフン詰まり停止には間に合わないからだろう。

◆貯蔵後に搬出する先は存在しない

最大の問題は、貯蔵後に搬出する先がないことだ。

2月28日に上関町民の会、島民の会、自然を守る会などが主催の院内集会和その後の政府交渉に同席したが、搬出先を問われたエネ庁担当者の答えは「搬出時に稼働の再処理工場に搬出」であった。そこで、明言できないだろうから「六ヶ所再処理工場は稼働していないと解釈するがそれでいいか」「政府は具体的な計画を持っていないと解釈するがそれでいいか」と訊ねたが、同じ答えを繰り返すのみだった。

日本で唯一建設済みの青森県むつ市の施設でも同様の懸念があり、2021年にはむつ市当局が市民に説明できないからとの理由で、エネルギー基本計画にパブコメ意見を提出しているが、その際の国の回答も「搬出時に稼働している再処理工場に搬出」であった。このように無責任で、問題の先送りが繰り返されているにもかかわらず、むつの施設については、青森県やむつ市が安全協定を締結し、9月に操業開始が予定されている。

◆破綻している全量再処理政策が矛盾の根源

現実的には貯蔵後、一度プールに戻して新しい容器に詰め替える作業を行い、再び保管場所に戻されて半ば永久的に貯蔵が継続される可能性が高い。そのような率直な説明がされないのは使用済み燃料を全量再処理するという政策があるからだ。しかし、再処理の目的であるプルトニウムを抽出しても使い道がなく、約45トンのプルトニウムを保有している日本は、これ以上増やすことが許されないので、再処理施設は操業開始できたとしてもごくわずかの稼働しか許されない。いずれ全量再処理できると言い続けると、再処理ができなくなれば六ヶ所再処理工場を受け入れ済みの使用済み燃料を各地の原発に戻す約束があるので、全ての原発がフン詰まりし停止してしまうのだ。

六ヶ所再処理工場の関連事業費は既に17兆5300億円に上っている。うち建設費は4兆9700億円で、事業許可時（1991年）の想定7600億円の6倍に当たる。このようなことが続けば、2004年に経産省の若手が核燃料サイクル政策に疑問を投げかけた文書で書かれているように、国民に50兆円にも及ぶツケを請求することになりかねない。未来世代への大きな背信である。



8月24日付・朝日新聞は、「日本原発は完成時期を延期すると県と村に伝えた」と報じた。延期は27回目、2026年度中の完成を目指す方向で調整という。(編集部)

生物多様性から見た 上関『使用済み燃料中間貯蔵施設』計画

環瀬戸内海会議共同代表 湯浅一郎



◆生物多様性の保持・回復に関する世界の動き

2019年5月、生物多様性に関する政府間組織であるIPBES（イプベス）が、その報告書で、世界の動植物の約100万種が絶滅の危機に瀕し、とりわけ海の哺乳類—瀬戸内海でいえばスナメリなど—の三分の一が絶滅の危機にあると警鐘を鳴らしました。これを打開するには「今までどおりから脱却し」「横断的な社会変革が必要」としています。

生物多様性条約は1992年の地球サミットで採択されました。その30年後、2020年に中国の昆明（クンミン）で開かれる予定であった第15回締約国会議は、コロナ禍の影響で2部に分けて開催され、第一部は2021年10月に昆明でハイブリッド開催され、IPBESと同様「今のままではだめだ」との考え方が「昆明宣言」に盛り込まれました。第二部は2022年12月、モンテリオールで開かれ、2030年までに生物多様性の低下を止め反転させるべく、「陸と海の少なくとも30%を保護区にする」、いわゆる30by30（サーティ・バイ・サーティ）を目標に含む「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」に合意しました。日本政府は2023年3月、これに沿って「生物多様性国家戦略2023—2030」を閣議決定しました。

◆上関 中電所有地が面する海は海洋保護区

日本では、生物多様性の保全等のため、自然公園、鳥獣保護区、共同漁業権区域などを海洋保護区としています。瀬戸内海沿岸、特に山口県の沿岸は切れ目な

く共同漁業権区域が設定されており、海洋保護区となっています。県も上関の計画地周辺海域は全て共同漁業権区域だとしています。これをもとに、私たちは「海洋保護区では港や防波堤の築造、埋立てをすべきでない」という運動を始めています。

環境省は2016年に「生物多様性の観点から重要度の高い海域」として全国270の沿岸域を選びましたが、そのうち57海域が瀬戸内海にあります。長島や祝島を含む海域もその一つで、国も「瀬戸内海のかつての生物多様性を色濃く残す場所である」としています。この海域にある田ノ浦海岸（隣接する原発予定地）の埋立を承認した山口県の判断が疑われます。

◆海洋保護区の法的規制に向けて

—市民は何を求めていくか—

市民から県に対して、この海域は既に海洋保護区であり埋立承認をそのままにしておくのはおかしい、との声を上げていくべきです。しかし残念ながら海洋保護区に関して法的規制はありません。環境省は海洋保護区を条約事務局に報告しているだけで、保護区を保持し有効に活かす方法は決めていません。海洋保護区では公有水面埋立法の手続きを踏んでいても埋立は認められないとするには法改正が必要です。共同漁業権にしても漁業法との関わりは水産部局が所管しており、調整が必要です。このため、海洋保護区では生物多様性を低下させる行為をしてはならないとの規定を盛り込んだ法規制が必要です。既存の法体系の見直しとなれば国会審議が必要ですので、議員や政党への働きかけも必要になります。

海洋保護区を根拠として、田ノ浦地区の埋立承認の撤回、中間貯蔵施設計画に伴う港湾等の建設工事の禁止などを求めていくことが大切です。「国家による未来への犯罪行為」を容認しない別の道を、地域住民の力で作っていきましょう。



7月6日、環瀬戸内海会議第35回総会に先立ち開催された記念講演会において、以下の特別決議が、参加者一同満場一致で採択されました。

上関での使用済み燃料中間貯蔵施設立地調査の中止を 求める決議

～ 海洋保護区内での埋立てや浚渫を伴う 港湾建設、及び大規模埋立ては禁止を ～

私たち環瀬戸内海会議は1990年6月、「瀬戸内海を毒ツボにするな！」を合言葉に、バブル期のゴルフ場・リゾート乱開発に反対し、瀬戸内海沿岸11府県の市民・住民団体のネットワークとして結成した。海砂採取・産廃の持ち込み、そして沿岸各地の埋立てに反対する活動を進め、長島・田ノ浦海岸を埋立てる上関原発建設計画に対しても反対してきた。

そして今、中国電力は、原発建設計画用地としてきた自社所有地での原発使用済み燃料中間貯蔵施設の立地調査を昨年8月2日に上関町に申し入れ、同月18日の町長受け入れ表明を受けて文献調査を始めた。また、本年4月23日にはボーリング調査を始めている。

中間貯蔵施設は、本来再処理工場に運ぶとされる使用済み燃料を約50年間貯蔵する施設で、貯蔵後に搬出する先がないことが最大の問題である。トイレなきマンションと言われてきた原発の最大の問題を先送りするための「肥溜め」だ。

上関に仮に立地する場合は、大規模な切土工事、土砂搬出、残土処分が必要になる。また、燃料搬入のために、埋立てや浚渫を伴う港湾建設が不可欠となる。

調査地点周辺は、2016年に環境省が「瀬戸内海の内原風景を残している」として「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に抽出した、瀬戸内海でも本来の生物多様性が残る数少ない海域である。何よりも当該海域には共第89号、及び共第84号の2つの共同漁業権が設定されており、環境省の定めた定義により当該海域は「田ノ浦沖の漁業補償が行われた海域」も含め、すべてが海洋保護区である。昨年3月に閣議決定された第6次生物多様性国家戦略では、2030年までに「陸と海の30%以上を保護区にする」とされている中、海洋保護区内での埋立てや浚渫は、海洋保護区の生物多様性を低下させる行為であり、絶対に許されてはならない。陸地での大規模な切土工事、土砂搬出は、工事中の汚濁水の流出や地下水系の変更などをもたらすことも大きな問題である。立地可能性調査をするまでもなく中国電力所有地が立地不適な場所であることは明らかである。

よって中国電力は直ちに立地調査を中止し、中間貯蔵施設の立地を断念することを要求する。また海洋保護区での大規模埋立てとなる原発計画に伴って中国電力に与えられている埋立免許は撤回されるべきである。

以上、決議する。

2024年7月6日

環瀬戸内海会議2024年度総会記念講演会参加者一同

環瀬戸第 35 回総会決議報告 (抄録)

1 2024 年度活動方針 瀬戸内法 50 年プロジェクト

2022 年後半～2023 年は、生物多様性の保全にとって極めて重要な年であった。2022 年 12 月末、生物多様性条約第 15 回締約国会議（以下、COP15）において合意された「昆明・モンリオール生物多様性枠組み」、それを推進するべく閣議決定された日本の『生物多様性国家戦略 2023-2030』の 2 つは、依拠すべき世界的な目標である。その底流にあるキーワードは、生物多様性の低下を食い止めるためには「すべてのセクターにわたる社会的・環境的責任を増進させ、目標や価値観を含め、システム全体を根本的に再編成する必要がある」という社会変革（transformative change）である。「これまで通りから脱却」し、「社会、経済、政治、技術などあらゆるセクターでの社会変革」をめざすとしている。これは、環瀬戸が取組んでいる諸課題、瀬戸内法に基づく環境政策、上関・伊方原発、各地の産廃処分場、豊島の太陽光発電建設などの問題が、生物多様性の観点から大幅に見直されねばならないことを意味する。政府や自治体が、この問題に取り組む際に基本に据えるべきことを求めていくことも重要である。

(1) 2024 年は『未来への提言』の 具体化へスタートを切る年にする

2024 年は瀬戸内法 50 年プロジェクトの成果としての「未来への提言」を具体的に推進していくスタートを切る年と位置づけ、以下の取組みを計画する。

1. 7 月 6～7 日、山口県光市での第 35 回総会及び記念講演会は、祝島、上関の運動に学ぶ場にするとともに、「未来への提言」をどう具体化していくかを構想し、方向性を定める機会にせねばならない。
2. 『瀬戸内法 50 年』刊行を意義あるものにするため、拡販運動を進める。報道に乗せるとともに、会員や多くの市民に知ってもらい、購入を呼びかける。
 - ・漁民、住民、自治体を含めたシンポジウム、講演会

を企画する。

3. 院内集会の開催を目指す。

その後は、報告書を基礎に、環境省、関係自治体などに向け「未来への提言」の内容をどう働きかけていくか検討し、運動課題を構想する。その際、考慮すべき要素として、以下を念頭に置く。

- ① 第 204 回国会の衆参両院で採択された付帯決議を履行するための方針をたず。
 - ② 環境保全計画策定にあたっての瀬・湾協議会（複数府県にまたがる）の各県における活用方法、住民や環境 NGO の参加状況等について調査する。
4. 関係府県の生物多様性地域戦略の策定に対しパブコメなどでの要請行動を進める。
 5. 「未来への提言」を具体的に推進していくための戦略的テーマをいくつか選んで、その運動を進めていくために作業グループを作る。当面、候補として以下を検討する。

- ・上関使用済み核燃料中間貯蔵施設の建設を止める。
- ・芦田川河口堰を開放させる運動
- ・プラスチックゴミへの対策に関する漁民との協働をめざしたシンポジウムを開催する。

6. 既に海洋保護区とされている共同漁業権海域と瀬戸内海にある 57 の「生物多様性の観点から重要度の高い海域」との関係性を見極め、重要海域で保護区になっていない海域を保護区や「生態系の再生」の対象とすべきとの提言をまとめるべく、海域ごとの実態を検証する調査活動を行う。

(2) 海岸生物調査

22 年目となる瀬戸内海沿岸の海岸生物調査は、今年も各地でこれまで協力頂いた団体・市民の力を得て継続する。特に呉市周辺の海岸生物調査は行う。調査を担う態勢の在り方について考える。併せて呉以外にも、特定の場所に関する出現している総種数を調査する地点をいくつか作るべく、白石鼻、中島、

竜島などでの具体化をめざす。

(3) 辺野古土砂搬出反対運動

辺野古土砂全協は5月26日、沖縄県うるま市で開催した第11回総会で以下の通り2024年度活動方針を確認した。環瀬戸としてもこの方針を確認したい。

① 遺骨混じり土砂を使わせない

沖縄戦激戦地の南部では土砂に遺骨が混じることは避けられません。世論も注目し各地の議会などでも反対の議決が相次ぎ、防衛省の強行にブレーキをかけています。土砂がなければ埋め立てはできません。力を集中し遺骨混じりの土砂を大浦湾に沈めることに反対します。

② 現地の闘いを支え続けよう

代執行が強行され大浦湾側でも埋め立て工事が始まりました。「心に杭は打たせない」という民衆の闘いの伝統を受け継ぎ、ゲート前で安和栈橋や塩川港で市民の非暴力の抵抗が続きます。現地に駆け付けよう。土砂全協は昨年引き続き、参加者の少ない安和、塩川港への県外参加者への助成を行う。

③ 海砂採取反対の世論をつくろう

軟弱地盤の改良のためには7万本以上の砂杭を打ち込み多量の海砂の調達が必要になる。海砂採取では海洋環境の破壊が避けられない。政府が閣議決定した「生物多様性国家戦略 2023-2030」を沖縄の海でも厳守させるよう世論への働きかけを強める。

④ 政府交渉を継続しよう

他団体と協同して政府交渉に参加する。

7月11日、国会包囲実と宗教者ネットと辺野古土砂全協の3団体による防衛省交渉並びに院内集会が開催されることが決定している。

⑤ 「島々を戦場にするな」の思いに呼応しよう

先島諸島にかけて民間港湾や空港の軍事利用が図られ自衛隊のミサイル配備がすすみます。平和を求める声を各地であげ、沖縄を前線基地化する流れを止める一助になります。

⑥ 後方戦争準備を止めるために

政府やマスコミが「台湾有事」を煽り、先島諸島に軍事要塞化を進めるなか、九州・中国・四国にも弾薬庫やミサイル配備、民間空港や港湾での戦争準備も進められている。私たちは「本土」での「後方戦争体

制」を止めさせ、沖縄を攻撃拠点とする戦争の開始・沖縄の戦場化を止めるために行動していきたい。

⑦ 住民訴訟を全国で支えよう

最高裁は沖縄県が提起した設計変更不承認を巡る訴訟を棄却した。民主主義にも地方自治にも反する暴挙に対し、地元住民は新たに「代執行取消を求める住民訴訟」を原告30人で那覇地裁に提起した。私たちは辺野古新基地建設に反対する住民訴訟の意義を広めるため、全国から支える活動をします。

(4) 原発建設・再稼働反対運動

上関原発予定地が、生物多様性国家戦略からみて保護すべき重要な海域であることを訴え、港湾建設や埋立てが必要な中間貯蔵計画に反対していく。

原子力を脱炭素電源と位置付けて国を挙げて推進しようという岸田政権の原発回帰政策の問題点を暴き、伊方原発をはじめ全ての原発を廃炉に持ち込めるよう、あらゆる機会を通じて訴えていく。

瀬戸内法50年プロジェクトの中で問題提起された、伊方原発の温排水が瀬戸内海の環境に与えてきた影響について検討を継続する。

(5) 産廃反対運動を支援していこう

三原市本郷地区はじめ、各地の産廃処分場建設計画に対する現地住民の反対運動を引き続き支援する。

姫路市夢前の計画はとん挫し、住民運動の勝利と受け止めたい。また残念ながら、広島市一般廃棄物処分場は建設が進み闘いとしては一段落となった。

しかし、広島県の本郷産廃処分場計画、岡山市御津地区の二つの産廃処分場計画には、現在司法の場での闘いが続いている。

広島県の本郷産廃処分場計画の許可取消訴訟はすでに控訴審(3月5日第一回口頭弁論)に入っている。また6年越しで成立した三原市水源保全条例が10月より施行される見通し、訴訟の中で住民の優位な主張の論拠となればと願いたい。

岡山御津地区の西日本アチューマットの産廃許可取消請求訴訟も、5月27日の判決で一審敗訴を受け、住民は6月7日、控訴した。今後も法廷闘争が続く。

裁判闘争に傍聴に駆けつけるなど支援を続けるとともに、現地視察を環瀬戸として呼びかけるとともに、会として視察行動の企画を進めたい。

2 2024 年度予算案

次頁、11 頁に記載

3 2024～25 年度役員改選について

現役員は、当会規約に基づき、今総会の終了をもって任期満了になることに踏まえ、役員会では、現職役員留任の意思確認を進め、以下の役員名簿を総会に諮り、総会では満場一致で選任されました。

共同代表 湯浅一郎（東京） 留任 石井 亨（香川） 顧問より共同代表に就任・新任
副代表 末田一秀（大阪） 服部 豊（兵庫） 以上留任 西井弥生（岡山） 新任
幹事 青野篤子（愛媛） 井出久司（愛媛） 上岡大介（兵庫） 大野恭子（愛媛）
岡田和樹（広島） 土居立子（愛媛） 三浦 翠（山口） 安田佳充（兵庫）
若槻武行（神奈川） 渡部 淑子（東京） 以上留任
顧問 阿部悦子（愛媛） 共同代表を退任し、顧問に就任・新任
監査 置塩亨介（兵庫） 留任 吉岡賢二（香川） 幹事より監査に就任・新任
事務局長 松本宣崇（岡山） 留任
事務局次長 青野篤子 幹事と兼任・留任

辞任 幹事・坂井 章（広島）、田村順玄（山口）、松田宏明（広島）、松原朋恵（兵庫）
監査・前田俊英（岡山）

上記五名の方が、諸事情で今総会の優良をもって退任されることになりました。長きにわたり環瀬戸内海会議の活動を領導し、かつ支えて頂いたことに感謝申し上げます。

≪ 役員就任・退任のごあいさつ ≫

共同代表就任の石井亨さん

気候危機が叫ばれ、酷暑の記録を更新し続けている2024年、地下水浄化作業の途上にある豊島事件現場も発端から50年目に突入します。そして、豊島の浮かぶ瀬戸内海は、昆明・モントリオール生物多様性枠組みが希求するネイチャー・ポジティブを占う世界有数の閉鎖性海域として名実共に存在します。この海に私たちはいったい何をしてきたのか、そしてこれから何をするのか 微力ながら皆様と共に考え続けていきたいと思えます。

副代表就任の西井弥生さん

鳥取県出身ですが 13 年前岡山県へやってきて、瀬戸内の自然の多様さに魅了され、海辺にやってくる渡り鳥、シギ・チドリ類の観察を続けていました。彼らの生息環境を守ろうと、「たましま 干潟と鳥の会」を立ち上げ活動を進めるうちに気付いたのは、鳥のことは鳥のためだけにあらず、ということでした。副代表に相応しいのかという自問自答が何度も

ありましたが、これから皆さんの後ろ姿を見て相応しくなっていけたらという気持ちで受けさせていただきました。ご指導ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

共同代表退任の阿部悦子さん

去る7月の山口県光市での第35回総会で、共同代表を退任させていただきました。発足以来34年間も務めさせていただき、人生の大半の時間が環瀬戸内海会議と共にあったことに改めて感慨一入です。その間自治体議員の16年間を含めて仲間の皆さんに政治、人生の指針をも示していただきました。お陰様で豊かな日々だったと思えます。

しかし、瀬戸内海には未だ多くの問題が横たわっています。漁業衰退、上関の中間貯蔵施設計画、廃棄物処分場問題、地下水汚染の問題など。また近年では戦争を招きかねない、呉などの軍事施設計画なども深刻です。これからも仲間の皆さんと瀬戸内海の問題に向き合っていきたいと思えます。

**環瀬戸内海会議・第34期（2023.4.1～2024.3.31）予算及び決算
並びに第35期（2024.4.1～2025.3.31）予算案**

	勘定科目	補助科目	第34期		第35期予算
			予算	決算	
収 入	前期繰越		1,796,449	1,796,449	1,985,882
	年会費		980,000	1,138,100	1,070,000
		団体	50,000	90,000	70,000
		個人	630,000	728,000	700,000
		総会参加費等	300,000	320,100	300,000
	事業収入		0	61,950	600,000
		集会シンボ等	0	18,500	0
		書籍販売	0	0	600,000
		物品販売・冊子販売	0	43,450	0
	寄付・カンパ		350,000	661,874	650,000
		環瀬戸内海会議	350,000	661,874	650,000
	雑収入		20	6,822	20
		雑収入	0	6,798	0
	受取利息	20	24	20	
CF寄付		1,434,240	1,404,864	0	
合 計			4,560,709	5,070,059	4,305,902

支 出	会議費		320,000	259,663	320,000
		役員会	20,000	4,500	20,000
		総会	300,000	255,163	300,000
	活動費		140,000	194,904	150,000
		旅費交通費	140,000	194,904	150,000
	共闘費		25,000	28,000	25,000
		諸会費	20,000	18,000	20,000
		寄付金	5,000	10,000	5,000
	雑支出		2,000	9,340	2,000
		機材購入費	0	0	0
		雑支出	2,000	9,340	2,000
	機関紙費		500,000	600,832	640,000
		封筒・振替用紙印刷	60,000	70,169	70,000
		発送費	250,000	304,415	320,000
		印刷費	190,000	226,248	250,000
	事務所費		120,000	120,000	120,000
	事務局費		213,000	255,075	248,000
		通信費	140,000	184,484	180,000
		事務消耗品費	35,000	27,120	25,000
		資料費	10,000	9,470	10,000
		印刷費	25,000	28,290	28,000
		支払手数料	3,000	5,711	5,000
	書籍・作成出版費		0	0	1,300,000
仕入高		0	10,000	0	
振替通知料金		13,000	15,510	15,000	
CF寄付支出		1,434,240	1,590,853	0	
合 計			2,767,240	3,084,177	2,820,000
差引残金(次期繰越)			1,793,469	1,985,882	1,485,902

監 査 報 告

環瀬戸内海会議第34期（2023年度）会計を厳正に監査したところ、帳票書類等正確かつ適正に処理されていることを認めます。

監 査



監 査

置塩亨介



7月8日、8月9日、山口県に生物多様性の観点から要請 上関町の「使用済み核燃料中間貯蔵施設」、原発計画埋め立て免許延長許可撤回を

環瀬戸内海会議は7月8日、山口県に対し上関町の「使用済み核燃料中間貯蔵施設」計画、原発予定地の埋め立て免許延長許可の撤回を申し入れた。中間貯蔵施設計画や原発予定地に面する海域は、環境省によって「生物多様性の観点から重要な海域」であり、すでに「海洋保護区」に指定されており、海洋保護区の生物多様性を低下させてはならないとされている。

しかし、山口県はこの日、環瀬戸内海会議を県外団体と決めつけ、要請に対する回答を拒否した。環瀬戸の事務局が岡山市にあり、それが県外団体とする唯一の理由だった。



記者会見する湯浅共同代表

「埋め立て延長許可撤回を」 上関原発計画 住民団体、県に要請書

瀬戸内海環境保全を担う者に手渡した。担当を目指す住民団体の環瀬戸内海会議（岡山市北区）が8日、中国電力の上関町での原発建設計画を巡り、予定地の埋め立て免許の延長許可の撤回などを求める要請書を県に提出した。

要請書は、予定地は国が定める海洋保護区に面していると指摘し、中電が同町で検討している使用済み核燃料の中間貯蔵施設建設に伴う港湾施設の整備なども認めないよう求めている。

同会議に属する県内の団体のメンバーたちが県庁を訪れ、産業政策課の担当者に対し、要請書を手渡した。担当者は「知事や関係部署に共有し対応する」とした上で、県外団体の要請であることを理由に回答はしない方針を示した。

湯浅一郎共同代表（74）は記者会見し「海洋保護区では生物多様性を低下させる行為をしてはならない。県内団体として今後要請したい」と述べた。（江頭香暖）

中国新聞 2024年7月9日
山口総合 地方 21P

<7月8日付、山口県に提出した環瀬戸内海会議の要請書>

2024年7月8日

山口県知事 村岡 嗣政様

上関町での中国電力の「使用済み核燃料中間貯蔵施設」及び
原発計画に関する生物多様性の観点からの要請書

— 海洋保護区での大型港湾や防波堤の建設、ましてや海面埋立ては禁止を —
環瀬戸内海会議

山口県における生物多様性の低減を食い止め、少しでも保持するべく上関町中国電力所有地における使用済み核燃料「中間貯蔵施設」計画及び原発建設計画に関し、以下の趣旨で申し入れをさせていただきます。

中国電力所有地が面する海域は、生物多様性が豊かで、保護されるべき海域です。しかるに中国電力は、当面、上関町中国電力所有地における使用済み核燃料「中間貯蔵施設」計画を前に進めるべくボーリング調査を開始しました。この事業には、相当大きな港や防波堤建設が必要で、浚渫、埋め立てなど海の改変が必須です。さらに新規の原発計画も未だ撤回せず、山口県知事は原発建設を前提とした埋め立て認可を継続しています。

しかし、これらの事業は、気候危機と並び20世紀末から今日まで、人類にとって喫緊の課題となっている生物多様性の保持や回復の観点からみると世界の動向に真っ向から反するものです。2022年12月の昆

明・モントリオール生物多様性枠組みという国際合意や、それに対応した 2023 年 3 月に閣議決定された日本の第 6 次生物多様性国家戦略、さらには現在改定作業を進めている「生物多様性やまぐち戦略」に违背する行為です。この観点から両計画は白紙撤回されるべきことを求める立場で山口県として対処されますよう、以下の主旨に基づき 3 項目につき要請します。

今日の民主主義社会においては、行政機関は、少なくとも論理的な問題提起に対しては、真摯な姿勢で論理的に対応することが最低限とられるべきです。問題ごとに所掌される部局の担当者に対応していただきたいところですが、それがかなわないのであれば、後日、文書にて回答いただけますようお願いいたします。

<主旨>

1. この問題を考えるにあたり、私たちは、中国電力所有地が面する海域は共同漁業権とどういう関係にあるかという点に着目しました。2024 年 6 月 26 日、山口県議会において「公開されている共 89 号（長島西部）、共 84 号（長島中部）（令和 6（2024）年 1 月 1 日更新）の全ての海域が共同漁業権を有していると考えてよいのか」との質問に対し、県は「共同漁業権共第 84 号と共第 89 号の漁場図で示している全ての海域について、現在、共同漁業権が免許されています」と答弁しています。

他方で環境省は、2011 年 5 月、「我が国における海洋保護区の設定のあり方について」で日本型海洋保護区の定義を以下のように定めました。

「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域」その上で、この「定義に合致する各種規制区域が制度化されており」、それらを検討して自然公園法、鳥獣保護法、海洋水産資源開発法、漁業法など多岐にわたる法制度に依拠して海洋保護区を設定し、愛知目標の「海の 10%を保護区にする」をクリアしたわけです。その中で最も大きな面積を占めるのが漁業法に基づく共同漁業権区域です。

上記 2 つを合わせると、結果として上関町長島の中国電力所有地は、基本的に 100%海洋保護区に面していることになります。まず、この点を明確に認識してください。

2. しかるに、環境省は、設定した海洋保護区の生物多様性を保持するための指針や法的規制については何も定めていません。これでは、生物多様性国家戦略を閣議決定し、2030 年までに「陸と海の 30%以上を保護区にする」などとしていても、生物多様性の低下を抑えることは全くおぼつきません。

3. 当該海域は、瀬戸内海の中でも生物多様性が保持され、瀬戸内海の内原風景を残していることは、県も認識しているはずですし、環境省も認識しています。2016 年、環境省は「海洋保護区の設定・管理やネットワーク化など海洋の生物多様性を保全する施策を推進するための基礎」として『生物多様性の観点から重要度の高い海域』を抽出しました。上関町長島の中国電力所有地周辺の海は、その 1 つである「長島・祝島周辺」（海域番号 13708）の中心に位置し、その情報票には「瀬戸内海の内原風景を残している海域である」と記載され、瀬戸内海でも本来の生物多様性が残る数少ない海域として認知されています。

<要請項目>

上記の主旨に基づき以下の 3 点を要請します。

1. 県内の海の生物多様性を長きにわたって後世に残すために、県として<海洋保護区においては、生物多様性を低下させるいかなる行為もしてはならない>とする姿勢を打ち出すこと。
2. まず真っ先に海洋保護区としての田ノ浦地区の生物多様性を抹殺することになる上関原発建設のための埋立て承認を撤回すること。
3. 上関町の中国電力所有地他における「使用済み核燃料中間貯蔵施設」建設計画に伴って港湾建設や防波堤建設等行う場合は、海洋保護区内における生物多様性の低下をもたらすことになるので禁止すること。

8月9日の山口県要請交渉から見てきたこと

環瀬戸内海会議共同代表 湯浅一郎

県外団体を理由とした回答拒否自体、理不尽極まるが、仕方ないので、改めて8月9日、山口県内5団体（「上関原発」建設計画に反対する2市4町議会議員連盟、原発いらん！山口ネットワーク、原発に反対する上関町民の会、上関原発を建てさせない祝島島民の会、原水爆禁止山口県民会議）が、同主旨の要請を行い、山口県としての回答を得た。この行動には、原発いらん！山口ネットワークの顧問という立場で私も参加した。申し入れでは、まず原水禁山口県民会議の森本議長より要請書を手渡したのち、山口県より要請3項目に対する以下のような回答があった。

（項目1） 海洋保護区は自然公園法などの法律により適正に選定され、そこでは、該当する法律などにより既に生物多様性を保全するための規制が講じられている。

（項目2） 県としては埋立権者として公有水面埋立法に基づき適正な審査を公正な立場で行う義務があることから、どこまでも法令に従い適正に対処したところであり、免許を取り消すことは考えていない。

（項目3） 現時点で具体的な計画もなく、県としての対応を述べることはない。

予想されたとはいえ、要請の主旨を無視した一方的な回答である。（項目1）に対する「該当する法律などにより既に生物多様性を保全するための規制が講じられている」との回答は、全くの嘘である。該当法は、漁業法はじめ、それぞれ別の目的をもって作られており、「生物多様性の保全を目的」としているわけではない。海洋保護区に関する法的根拠がないことをいいことに、このような回答がまかり通っていることがわかる。

要請書の〈主旨〉に書いた「中電所有地は基本的に田ノ浦沖も含めて100%海洋保護区に面しているという認識は県としても同じ認識であることを確認

したい」と問うと、「国がそのように定めたことは認識している」とするだけで、初めは県として主体的にそう認識しているとは答えなかった。何回かのやり取りののち、ようやく「共同漁業権区域も海洋保護区の中の一つであると県も認識している」と答えた。そこで、こちらから「ということは、中電所有地が面する海は100%海洋保護区であるということも県も認識しているのですか」と念を押すと、これには反論がなく、「はい」と小さな声で答えた。

これに関わって「山口県の海洋保護区の全体像を地図として把握しているのか？」との質問に、自然保護課担当官は、「自然公園法など自然保護課の担当する区域はHPに載せている」としながら、「共同漁業権に係るものは管轄外のことになるので、私の方では答えられない」とするだけであった。これにより海洋保護区に関する担当課がどこなのかが全く明確でないという問題が浮上した。これについては別の追及が必要である。

（項目2）の回答は、「要請が「海洋保護区を埋め立てることを承認していることの是非」を聞いていることを無視しており、全く答えになっていない。

「知事部局は、田ノ浦沖を含めて埋立て承認をした海域は「生物多様性の保全」を目的とした海洋保護区であることを認識しているか」との質問に対しては、明確な回答はなかった。総じて時間不足で確認したい回答がいくつも残った。

ただ国として海洋保護区は選定したが、その法律的根拠を作成していないため、自治体としても、それをいいことに厳しい規制をかける意思がないことが見えてきた。この状況を変えるためには、山口県民をはじめ市民からの「海洋保護区においては大型港湾や防波堤の建設、ましてや海面埋立ては禁止するのが当たり前だ」という強力な世論を作り上げ山口県に迫っていくことが重要であることが改めてわかった。

(24.8.19)

瀬戸内法に基づく瀬戸内海の環境保全に関する府県計画策定に向け、山口県がパブコメ募集を実施しました。環瀬戸内海会議として8月3日付、以下の意見書を提出しました。

瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画（素案）に対する意見

環瀬戸内海会議 共同代表 湯浅一郎 石井 亨

1. 現状と課題、講ずる施策は湾、灘ごとに書き分けるべきである。

2015年の瀬戸内法改正で湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて取り組むことが盛り込まれ、国の基本計画変更を受けて行う今回の計画改定では、「湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて取り組む」ことを打ち出す必要がある。現に山口県計画（素案）4頁では「湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の海域によって、栄養塩類の増加が原因とみられる課題と減少が原因とみられる課題が入り組んで存在している状況」とされている。

そうであれば、湾、灘さらには特定の海域ごとの現状と課題を計画に具体的に示し、対策も湾、灘ごとに書き分けるべきである。貴県においては広島湾、伊予灘、周防灘の3海域がある。

2. 計画の目標には生物多様性の確保を掲げ、生物多様性国家戦略や山口県の瀬戸内海側における海洋保護区との関係を具体的に記載するべきである。

国の基本計画変更後に閣議決定（2023年3月）された「生物多様性国家戦略2023—2030」では、「陸と海の30%以上を保護区にする（30 by 30）」などの行動目標が盛り込まれている。2015年瀬戸内法改正で新たに盛り込まれた「生物の多様性や生産性の確保」という基本理念に具体的目標を示すものである。

昨年12月に当団体が環境省と懇談した際、当方から、「瀬戸内海環境保全計画に、第6次生物多様性国家戦略の行動目標1-1『陸と海の30%以上を保護区にする』（30 by 30）、行動目標1-2『劣化した生態系の30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する』を盛り込む」よう求めたところ、環境省担当者は、「現行の瀬戸内海環境保全基本計画において、既に、30by30とも目的を一にする、G7首脳会議の成果文書の一部として合意された「自然協約」について記載しており、その流れを踏まえて策定された第6次生物多様性国家戦略にも、当計画は当然貢献していくものであると考えています」とした上で、「現行計画は令和4(2022)年2月に策定したため、その後、世界目標となった30by30への言及はできておりませんが、次回の検討にあたっては、「具体的な記載を検討いたします」と明言している（『瀬戸内法50年 未来への提言』環瀬戸内海会議編著（緑風出版、2024年6月10日刊）299頁参照）。

したがって、県計画に書き込む時間的余裕がある貴県にあつては、生物多様性国家戦略を踏まえた目標や施策を具体的に書き込むべきである。

また生物多様性条約第10回締約国会議で合意された愛知目標の第11項目「海の10%を保護区にする」への対応として、山口県の共同漁業権区域を海洋保護区と選定した結果、山口県の瀬戸内海の海岸線に沿った海域はすべて海洋保護区となっていることも併記すべきである。

3. 栄養塩類管理制度の利用について具体的に示すべき

山口県計画（素案）12頁では、「栄養塩類管理制度を活用しながら、地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、下水処理場の季節別運転管理などによる順応的かつ機動的な栄養塩類の管理を行うこととしま

す。」とされている。2021年瀬戸内法改正で新たに盛り込まれた栄養塩類管理制度については、その実施にあたり栄養塩類管理計画の策定が必要であり、湾、灘その他の海域ごとにどのように策定していくのかも含めて、具体的に記述すべきである。

4. 湾灘協議会の再編強化を書き込むべき

栄養塩類管理計画の策定にあたっては、湾、灘その他の海域ごとのきめ細かな議論が必要である。「湾灘その他の海域を単位として関係者により構成される湾灘協議会」を貴県は県全体で一つしか設置していないが、湾灘ごとに設置を行い、本計画策定と同じように、湾灘協議会の議論を経て行うべきである。

5. 自然海浜保全地区の追加指定の検討を書くべき

山口県計画（素案）15頁では、現在指定されている8地区の保全が書かれているだけである。2021年瀬戸内法改正で、水際等で藻場等が再生・創出された区域等も指定可能になっており、沿岸府県では新たに指定すべき地区がないか実態調査を進めているところもある。山口県も追加指定に向けて行う施策を明記し、積極的に追加指定を行うべきである。

6. 海洋保護区では埋立てをはじめ「生物多様性を損失させる行為は行わない」と明記すべき

海洋保護区は、「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として」設定されたものである。従って海洋保護区においては「生物多様性の損失をもたらすような行為は認めない」方向で管理されるべきである。対象になる行為としては、「埋立てをはじめ、大型港湾や防波堤の建設、浚渫工事など」が考えられる。

例えば、山口県計画（素案）17頁の「埋立てに当たっての環境保全に対する配慮」では、「特に藻場・干潟等は、一般に生物多様性・生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、海水浄化等において重要な場であることを考慮する」とされているが、生物多様性確保の観点から指定されている海洋保護区にあっては埋立てを行わないと明記すべきである。

山口県環境基本計画(「生物多様性やまぐち戦略」部分)パブコメ結果

環瀬戸内海会議副代表 末田一秀

本紙83号2～4頁で報告のとおり、山口県には、「生物多様性やまぐち戦略」案のパブコメに対しても環瀬戸内海会議から4月19日付郵送で意見書を提出した。全体で12人、44件の意見が提出されたとする山口県は7月末に、環境基本計画を改定するとともに、パブコメ意見への県の考え方を公表した。

しかしながら、環瀬戸内海会議が提出した5項目の修正意見に対しては、いずれも原案から変更しないとされている。例えば、今回のパブコメでも意見を述べている海洋保護区に関しては「海域の保護地域については、生物多様性国家戦略において対象となる制度が明記されており、保護地域への該当については、個別の関係法令に基づき判断されるものと考えており、原案どおりとします。」というのが見解だ。

それならば、個別の関係法である瀬戸内法の基本計画でしっかり位置付けて判断し、必要な施策を講ずるべきであろう。上関原発のための埋立免許を出しているため腰の引けた対応を続けている山口県が「今までどおりからの脱却」することができるかどうか問われている。(24.8.18)

「瀬戸内法」施行 50 年 — 海の生物の警鐘に耳を傾けよう

環瀬戸内海会議副代表 西井弥生

8月8日(木)、岡山市立東公民館主催で共同代表の湯浅さんによる講演が行われ、猛暑の中20名ほどが参加しました。公民館長は冒頭あいさつで、瀬戸内海の豊かさを岡山の郷土料理である祭り寿司(ばらずし)に例えて話されました。アナゴやママカリといった具材の多くは漁協聞き取り調査でも減少の声が多かった魚です。特徴の一つだったモガイは稚貝が大量死するため養殖もできなくなり具材として使われているものはほとんど見ません。食文化の危機を身近に感じて参加された方も多かったのではないのでしょうか。



湯浅さんは、瀬戸内海の豊かさは世界的にも他の閉鎖性海域に比べて際立っており、その理由は潮流と地形の相互作用によるものと説明されました。栄養塩が何度も使われ、豊かさの源泉になっているそうです。また潮汐は、月や太陽の引力、地球の自転によって生じる、つまり宇宙の力が働いている、という大きな視点を与えて下さいました。

その偉大な宇宙の力は「自転したからお金頂戴ね！」なんてせこい要求はしてきません。私たちは長い間、偉大な宇宙の力から成る海の恵みを無料で享受しまくってきました。なのに恩返しするどころか海を痛めつけるようなことばかりしています。

海砂採取の説明を聞いて、これって航路浚渫も

同じではないかと怒りがわきました。玉島人工島沖に運ばれてくる浚渫土砂の中には、人によって循環を断たれ死んでいくしかない大量の生きもの、魚、エビ、カニ、貝類・・・中には絶滅危惧種のトビハゼなどがいて、本当に大量に殺されていきます。単に「浚渫土砂」といっていますが、豊かな海の底の砂を採っている、たくさんの生きものの命をとっているのです。同じことが、浚渫をしているところは全国どこでも起きているはずですよ。

海洋保護区である上関町の核燃料中間貯蔵施設計画地についても説明がありましたが、もし計画が通れば、核廃棄物を積んだ船が通るための航路浚渫も行われるのではないのでしょうか。そうなれば今の豊かさとは真逆の unsustainable な海になってしまいます。何としても止めなければなりません。国の環境基本計画は、浚渫土砂の有効活用として人工干潟の創出などということ盛り込んでいますが、手付かずの自然を残し護っていく方がはるかに簡単では？という疑問に思います。

人工構造物に依らない、磯浜復元といった自然の回復力を利用した考え方のほか、海洋保護区などを知り、人間が手を加えてはいけないのだと、ささやかでも問題意識を持って動けることが大切だ、と未来に向けてなすべきことも湯浅さんは語り掛けていました。

海の底に溜まる腐泥(ふでい)がどこからくるか、という質問に対しては、合成洗剤や農薬など、分解しきれないものの流入可能性について言及されました。自分の身の回りにあふれているプラスチックを含めたそうしたものを止めていくことも必要だと反省するとともに、できる事の一つだと認識しました。豊かさに対する価値観を変え、行動変容に繋がる希望ある講演でした。(24.8.11)

8月10日、赤穂市で 湯浅共同代表 講演 10年越しで産廃処分場計画に反対する赤穂市民にエール

環瀬戸内海会議事務局長 松本宣崇

赤穂市では10年以上前から赤穂市鷗和(てんわ)に産廃処分場計画があり、赤穂市民こぞっての反対運動が粘り強く続けられている。

2016年7月、姫路市夢前町で開催の環瀬戸第27回総会に「産業廃棄物最終処分場建設反対赤穂市民の会」事務局長・川西康行さんが参加し、現状を報告された。以来関係が続いてきた。川西さんから3月に連絡頂き、今回の講演会開催となった。



赤穂市自治会連合会の後援を得た8月10日の講演会は、炎天下にもかかわらず、お隣・上郡町の産廃反対市民団体「西はりまの自然を守る会」の参加を含め、100名を超える市民が参加された。

与えられたテーマ「瀬戸内海の現状と赤穂の未来」で、湯浅共同代表が約100分、講演した。

まず、世界の海の中で比類なき漁獲高を誇ってきた瀬戸内海の豊かさの源は宇宙の力、潮流と地形の相互作用で、灘と瀬戸が交互に連なり、月や太陽の引力による潮汐と地球の自転により瀬戸に発生する渦がもたらす鉛直混合の促進にあると解き明かした。

しかし1973年は瀬戸内法が成立して50年になるが、瀬戸内海の生物多様性や生物生産性は減少し続けている。この現状に対し環瀬戸が進めてきた「瀬戸内法50年プロジェクト」の活動、71年の瀬戸内海汚染総合調査団の活動にならい、「漁民に学ぶ」を実践していると紹介した。

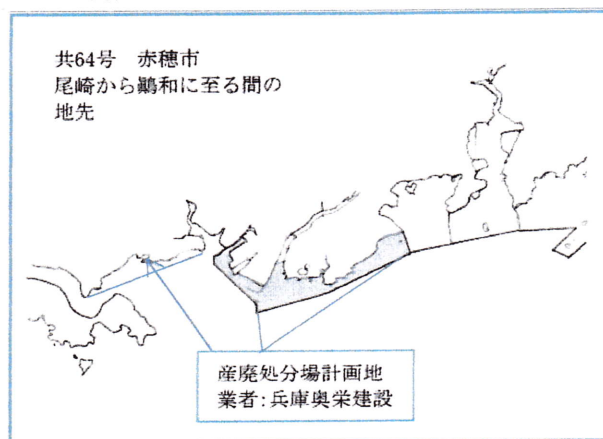
リオサミットを契機に成立した生物多様性条約(1993年成立、日本もすぐに批准)、10年の締約国

会議(COP10)で愛知目標として、20年までに海の10%を海洋保護区にすることが盛り込まれた。

愛知目標を受け環境省は2011年に、海洋保護区を定義、「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、法律などで管理される明確に特定された区域」とした。すなわち漁業法の共同漁業権区域、鳥獣保護管理法の鳥獣保護区などである。

22年のCOP15、23年3月の日本政府の「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定では、さらに「今まで通りから脱却し」、「社会、経済、政治、技術を横断する社会変革を目指す」「陸と海の少なくとも30%(30%以上)を保全」としている。

しかし、海洋保護区を保全する主体は誰なのか? 自然保護法にも漁業法にも、海洋保護区保全を目的として明記されていない。



上図に見られるように、赤穂市鷗和の産廃処分場計画用地の海岸は「共同漁業権海域」であり、即ち環境省指定の「海洋保護区」である。

これを本当に守っていくには、市民の声と運動しかない。法的整備も必要となれば、国会議員への働き掛けも欠かせない。赤穂の産廃阻止運動の論拠として活かしてもらえれば幸いである。(24.8.24)

この日の講演会では、書籍「瀬戸内法50年」、準備冊数を完売しました。

《 新刊案内・資料の紹介 》

環瀬戸内海会議 著

瀬戸内法 50 年ー未来への提言ー

(2024 年 6 月、緑風出版、3000 円+税)

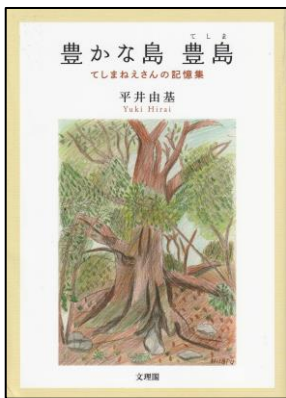
購入希望の方は青野 (akko.aono@gmail.com または 090-4784-4587) までご連絡下さい。

勉強会などでお使いいただく場合、定価 3,300 円 (税込み) ですが、5 冊以上は 1 割引、10 冊以上は 2 割引とします (送料は環瀬戸が負担)。

平井由基 著

豊かな島 豊島 - てしまねえさんの記憶集 -

(2024 年 8 月、文理閣、2300 円+税)



やっと発刊しました。平井由基さんが豊島の人々の声を多くの人に伝えたいと 2 年前から執筆し、豊島の人、島外から豊島に関わる人、総勢 25 人の方にインタビュー、「豊かな島 豊島」の過去、現在、未来を紡いだ内容になったと

思っています。お手にとりて読んで頂きたい。

環瀬戸事務局で取り扱い中。

山城 滋 著

地魚は今・・・ルポ漁

(2021 年 9 月、弦書房、1900 円+税)

※ 著者よりご惠贈頂きました。



山城氏は中国新聞備後本社代表などを経て現在客員編集委員。漁港と市場を歩き、漁船に同乗し、沿岸漁業が持続できるために何が必要か考えた「海と漁を知るための渾身のルポ」。2019 年から 21 年にかけて中国新聞に連載された記事を再構成したもの。第 5 章「地魚の未来に

向けて」には、「右肩上がりの時代に川や海岸に築かれた構造物の存在意義を再点検し、必要性が薄ければ撤去や規模を縮小する。そんな引き算の公共事業に手を付けるべきである」との強いメッセージにはまったく同感である。環瀬戸の『瀬戸内法 50 年』と合わせて是非ご一読を！

はんげんぱつ新聞編集部 編

ブックレット 能登地震 原発回帰への警鐘

(2024 年 4 月、反原発運動全国連絡会)

1 冊 300 円+送料、10 冊以上は単価 240 円+送料、30 冊以上は送料不要)



地震大国日本、このところ地震が頻発しています。東日本大震災も大きな傷跡を残し、能登半島地震では未だに避難を続けている人もいます。そして、地震は原発への影響が甚大であることはだれもが

予想できることです。何ゆえに国は原発推進に歯止めをかけないのか、何ゆえに自治体は国の言いなりになるのか、私たち市民は原発の危険性をきちんと知る必要があります。能登地震を例に原発への地震の影響をわかりやすく解説したブックレットです。

下記より申し込みを！

はんげんぱつ新聞 HP からの申し込み：

<https://cnic.jp/hangenpatsu/2110>

FAX での申し込み：FAX 03-5358-9792



播磨灘を守る会の皆さんと墓前でワンシヨット。

8 月 10 日、お盆を前に、2019 年 5 月亡くなった故・青木敬介さんのお墓をお参りました。



➤ 各地から

◆本郷処分場問題から考える市民学習会
「私たちのまちに放射性のゴミが？」

9月8日(日) 13:30～ 尾道市立中央図書館
講師 三島弘敬(ストップ本郷処分場原告団)

◆祝島島民の会原発建設差止裁判第9回口頭弁論

9月12日(水) 10:30～山口地裁岩国支部

◆岡山・御津 NS日進産廃取消請求第24回口頭弁論

9月11日(水) 11:15～ 岡山地裁

◆さよなら原発歌声パレードinおのみち with 川口真由美さん

9月21日(土) 14:00～ JR尾道駅前集合

◆知り つながり とめる
大軍拡と基地強化にNO! 西日本交流会

9月21日(土) 13:30～16:30

ビューポートくれ大会議室

報告:西岡由紀夫さん(日鉄呉跡地問題を考える会)
木元茂夫さん(すべての基地にNO!ファイト神奈川)
具志堅隆松さん(ノーモア沖縄戦 命どう宝の会)
豊島耕一さん(オスプレイストップ!9条

実施アクション佐賀) 池田年宏さん(大分敷戸ミサイル弾薬庫問題を考える市民の会)

参加費:無料

◆本郷産廃処分場計画許可取消請求訴訟控訴審第2回口頭弁論

10月1日(火) 13:45～ 広島高裁

◆岡山・御津 西日本アチューマツト産廃許可取消請求控訴審第1回口頭弁論

10月17日(木) 14:30～ 広島高裁岡山支部

◆第38回伊方集会

10月27日(日) 10:00 伊方原発ゲート前集合
四国電力への申し入れ・スピーチ・歌 etc.

12:00 昼食(各自でお願いします)

13:00 交流会・佐田岬半島ミュージアム会議室
主催・原発さよなら四国ネットワーク

問合せ:大野 TEL 080-5562-6207

◆苫田ダム阻止運動資料の展示会

11月23日(土)～12月1日(日)

10:00～17:00 西大寺商店街・五福座(予定)

苫田ダム阻止運動の資料展示会実行委員会

問合せ先 代表・武田 090-8710-1070

➤ 事務局からのお願い

・メーリングリスト作成の報告と参加募集

トラストニュース81号でお知らせしたように、会員メーリングリスト(ML)を立ち上げました。現在、参加者は30名ですが、今後も参加を募っていきます。メールアドレスをお持ちの方は是非ご参加下さい。

参加希望の方は、青野(akko.aono@gmail.com)までお知らせ下さい。随時MLに加えさせていただきます。

・各地からのニュースや記事をお寄せ下さい!

会員の皆さんに知ってもらいたい各地のニュース

や活動、イベントの宣伝などの原稿を募集します。発行月の前月(1月・5月・8月)20日までに事務局(nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp)にお送り下さい(紙面の都合上掲載できない場合もあります)。

・事務局と一緒に活動しませんか?

事務局は現在、事務局長・次長・事務局員の3名で活動しています。会計・名簿管理・ニュースの編集と発送など、ご協力頂ける方は、事務局までお知らせ下さい。

2024年度会費のお願い ～ 未納の方へ

年会費(一口) 個人 4,000円 団体 10,000円 — 何口でも可 —
環瀬戸は35年目に入りました。環瀬戸の活動は主に、皆様の年会費とカンパで賄われています。今年度の会費を未納の方はよろしくお願ひいたします。カンパも歓迎!

瀬戸内トラストニュース第84号 2024年9月1日/発行責任者 松本宣崇

環瀬戸内海会議 共同代表 湯浅 一郎(東京都) 石井 亨(香川県)

Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp

HPアドレス <http://www.setonaikai-japan.net/>

会費等振込先 郵便振替 口座No 01600-5-44750 名義 環瀬戸内海会議
銀行など他の金融機関からのお振込みは、ゆうちょ銀行169店 当座 0044750 カンセトナイカイカイギまで

伊方集会

2024年10月27日(日)

10時:伊方ゲート前

四国電力への申し入れ・スピーチ・歌・etc.

12時:昼食(各自でお願います)

13時:交流会(道の駅「瀬戸農業公園」内)

佐田山甲半島ミュージアム・会議室

※詳しくは裏面をご覧ください。



第38回 伊方集会 すべての原発を廃炉に！

2024年は、能登半島に壊滅的な打撃をもたらした大地震で始まりました。またしてもこんな大地震が…地面の隆起で道路がぐにゃぐにゃになっているのを、信じられない思いで見っていました。

すべての原発の廃炉を勝ち取るために、日々活動されている全国の皆さんに、あらためて敬意を表します。今回の地震発生を受けて、県と交渉に及ぶも、稼働停止へ向けての具体的な動きは何一つありません。もしも地震が起こり、不幸にもそこに原発があったらどうなるのかを、知っているはずなのに、行政からも、もちろん四国電力からも、納得のいく回答も、正確な情報も得られていません。

瀬戸内でも地震が頻発していて、8月8日の日向灘での地震後には初めて「南海トラフ巨大地震注意報」も一週間発令されました。不安な日々を過ごす住民に対して、一度でいいから正直になってよ！と行政と四電に叫びたいです。

この夏から秋にかけて伊方原発は定期検査で停止しています(10月25日営業運転予定)。

猛暑が予想される中、電力需給が苦しくなるはずなのに稼働を停止できたのは、原発の稼働理由が電力需給のためではないと自白しています。これほど住民を無視した事態はなく、定期検査で停止したまま再稼働しなくても良いことは明白です。きっと、全国の皆さんも、ご当地で同じ思いを共有していると思います。

すべての原発を廃炉にしよう！この各地の声をつなげて、大きな大きな声にしたいです。第38回伊方集会へ、どうかお集まりください！

10月27日(日) スケジュール

10:00～ 伊方原発ゲート前の抗議行動・アピール

11:30 四国電力への申し入れ *団体、個人でも抗議文をご用意ください

12:00～13:00 移動・昼食

13:00～ 交流会 於；佐田岬半島ミュージアム会議室 瀬戸農業公園内
(愛媛県西宇和郡伊方町塩成乙 293 Tel0894-21-3400)

地震と原発の不安を、止める手段を、語り合いましょう！

主催：原発さよなら四国ネットワーク <https://gensayo4koku.jimdofree.com>

共催：伊方原発反対八西連絡協議会／八幡浜・原発から子どもを守る女の会／伊方から原発をなくす会

協賛：伊方原発をとめる会

★問い合わせ (大野 Tel 080-5662-6207)

